

## 財団法人日本テニス協会 ベテラン選手登録基準

1. 全日本ベテランテニス選手権大会、地域ベテランテニス選手権大会に出場する選手は、当該年度の財団法人日本テニス協会(以下協会という)ベテラン選手登録を行わなければならない。  
その他、協会が公認する大会に出場する選手の中で、ベテランJOPを必要とする者は、当該年度の協会ベテラン選手登録を行わなければならない。
2. 登録方法  
登録をする者は、郵便局に常置されている払込取扱票(郵便振替払込取扱票)に記入の上、年間登録料3,000円[1年度(4月～翌年3月)]を添えて郵便局へ提出する。  
郵便局を通じ、協会へ提出された「ベテラン選手登録口(郵便振替払込取扱票)」に基づき、ベテラン選手登録番号を決定しベテラン選手登録証を発行する。  
なお、ベテラン選手登録証が発行されるまでは、この郵便振替の払込金受領証をもってベテラン選手登録証に代えるものとする。
3. 登録更新  
次年度以降、ベテラン選手登録の更新を行う者は、所定の預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)に記入の上、協会に提出する。  
更新の登録料引落しは、原則として前年度12月31日までに進行。  
更新をしない者は、所定の更新辞退届書に記入の上、原則として前年度11月30日までに提出する。
4. 登録抹消  
3月31日までに次年度のベテラン選手登録料を納入しない者は、次年度4月1日以降のベテラン選手登録を抹消すると共に、それまで取得したベテランJOPも抹消する。
5. 登録変更(変更料は無料)  
氏名、住所、所属団体等の変更は、所定の選手登録変更届書をもって行う。
6. 登録証再発行  
選手登録証の再発行を希望するものは、1,000円(現金又は郵便小為替)を添えて協会へ提出する。

### 付 則

本登録基準は平成9年4月1日より施行する。

2. 平成12年3月1日 改正
3. 平成17年3月1日 改正